平成２４年（フ）第１４３号
茨城県常陸太田市小目町751番地
債務者　根本佳代子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１４５号
茨城県水戸市平須町158番地の150　藤田住宅
債務者　横須賀保則
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１４６号
茨城県水戸市平須町158番地の150　藤田住宅、前住所茨城県水戸市平須町1899番地の17
債務者　横須賀幸子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第８４号
新潟市南区大通黄金１丁目４番地30　ハイツグリント201号
債務者　石塚　善浩
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４９号
新潟市西区坂井東５丁目22番22号　コーポ旭ヶ丘11号、前住所新潟市西区坂井東４丁目４番16号　ウエストグランディールＢ102号
債務者　永井　美幸
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２号
静岡県御前崎市佐倉1139番地の40
債務者　田端　隆之
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
静岡県御前崎市佐倉1139番地の40
債務者　田端チエミ
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第１４号
静岡県御前崎市佐倉1139番地の40
債務者　鈴木　静枝
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
愛知県稲沢市井堀北出町89番地１
債務者　西村　　瑞
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３５０号
京都府宇治市伊勢田町大谷35番地の９
債務者　池満　秀樹
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３７３号
京都市右京区太秦北路町８番地３　シャンポール松室610
債務者　松尾　　勉
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４３３号
京都市下京区中堂寺坊城町16番地３　グランドムール丹波口405号
債務者　芳井　康訓
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
香川県高松市香南町西庄1229―８、住民票上の住所香川県高松市勅使町1209番地59
債務者　山端由美子（旧姓向井）
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第７６号
福岡県久留米市山川追分１丁目７番32号
債務者　廣重久美子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２６号
長崎県諫早市堂崎町５番地１　県住Ｋ棟101号、前住所長崎県諫早市堂崎町５番地１　県住Ｋ棟105号
債務者　相川　親利
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
北海道苫小牧市日吉町３丁目９番18号　クリスタルハーモニー29―１階101号
債務者　水元　セツ
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第３２号
山口県宇部市大字東岐波4148番地３
債務者　高山美由紀
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１６８号
仙台市青葉区折立１丁目21番３号
債務者　深澤　英子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係